2　複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち基準信号送信設備は、次に掲げる条件に合致すること。

㈠　送信信号のデータブロックの様式は、別図に掲げるものであること。ただし、質問信号に対して応答できる無線設備にあっては、告示別図第二号に掲げる様式のうち様式番号4、5、11又は17のものであること。この場合において、同号中「モードＳ一括質問及びモードＡ／Ｃ／Ｓ一括質問に対する応答」とあるのは「機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を約1秒間隔により自ら送信する場合」と、「機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合」とあるのは「機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を約0.5秒間隔により自ら送信する場合」と、「航空機局」とあるのは「基準信号送信設備」と読み替えるものとする。

㈡　信号を送信していない状態における放射電力は、一、〇九〇MHz（±）三MHzにおいて尖頭（せん）電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となること。

二　ノントランスポンダは、次の技術的条件に適合するものであること。

1　送信信号のデータブロックの様式は、別図に掲げるものであること。

2　地表における位置、自らの識別及び型式並びに運用状況に係る情報の送信が出来ること。

3　信号の送信頻度は、毎秒六・二回以下であること。

別図　基準信号送信設備（質問信号に対して応答できないものに限る。）及びノントランスポンダが送信する信号のデータブロックの様式

様式番号	用途
← 24ビット →← 56ビット →← 24ビット →	
DF18	機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を自ら送信する場合

← 112ビット →			
10010	（注1）		（注2）

注1　基準信号送信設備又はノントランスポンダの標識信号とする。

注2　誤り検出のための符号化を行った基準信号送信設備又はノントランスポンダの標識信号とし、標識信号をa_1，a_2，a_3，a_4，a_5，a_6，a_7，a_8，a_9，a_{10}，a_{11}，a_{12}，a_{13}，a_{14}，a_{15}，a_{16}，a_{17}，a_{18}，a_{19}，a_{20}，a_{21}，a_{22}，a_{23}，a_{24}としたとき、24ビットの符号のうちｉ番目の符号は、$a_i \oplus P_i$とする。この場合において、Ｐは｛$X^{24}+X^{23}+X^{22}+X^{21}+X^{20}+X^{19}+X^{18}+X^{17}+X^{16}+X^{15}+X^{14}+X^{13}+X^{12}+X^{10}+X^3+1$｝で除したときの剰余Ｒ（Ｘ）の$X^{24-i}$の係数、Ｍ（Ｘ）$=\sum_{k=1}^{88} m_k X^{88-k}$、$m_k$は応答信号のデータブロックのｋ番目の符号とする。

なお、誤り検出のための符号化を行った基準信号送信設備又はノントランスポンダの標識信号以外の信号とすることができる。

○総務省告示第七十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号48の規定に基づき、複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備及びノントランスポンダの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値を次のように定める。

平成二十二年三月三日　　総務大臣　原口　一博

一　複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち質問信号送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、別図第一号に示すところによるものとする。

二　複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち基準信号送信設備及びノントランスポンダの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、別図第二号に示すところによるものとする。

別図第一号　質問信号送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値